

和牛遺伝資源の知的財産的価値の保護の
在り方について
(中間とりまとめ)

令和2年1月

和牛遺伝資源の知的財産的価値の保護強化に関する

専門部会

【目 次】

はじめに	1
1 基本認識と検討の方向性	2
2 保護客体	2
3 違法行為類型	3
(1) 不正取得類型（窃盗、詐欺等悪質性の高い行為による取得及びその取得した家畜遺伝資源の使用・譲渡等）	
(2) 信義則違反類型（家畜遺伝資源につき正当な権原のある者による権原の範囲を超えた領得・使用・譲渡等）	
(3) 転得類型（転得者による取得・使用・提供行為）	
(4) 派生品譲渡類型（不正使用により産出された新たな家畜又は家畜遺伝資源の使用、譲渡等）	
4 不正行為による不正な流通に対する適切な救済措置の在り方	5
(1) 民事上の措置	
(2) 刑事上の措置	
むすび	6

はじめに

家畜の改良は、多大な労力を投じた改良プロセスを通じて、他の家畜との品質上の差別化を図ることができるという点で畜産関係者等による創造的な活動であり、このプロセスを通じて生み出された家畜遺伝資源は知的財産的価値を有している。しかし、このような活動の成果である家畜遺伝資源が不正に流通し、関係者の改良努力にフリーライドして家畜の増殖・再生産が行われる事態を放置すれば、関係者にとっては多大な時間、労力がかかる改良のプロセスに要した投資回収ができなくなり、更なる改良増殖へのインセンティブが失われ、ひいては国全体での畜産の振興に重大な影響を及ぼすおそれがある。現に、一昨年6月に和牛遺伝資源が不正に中国へ持ち出されようとした事案を受け、このようなおそれが現実のものとなりかねないという危機感が広く共有され、和牛遺伝資源の不正な流通を防止し、その知的財産的価値の保護の強化を図るべきとの社会的要請が高まっているところである。

このような背景から、知的財産的価値の保護の強化について、「知的財産推進計画 2019」（令和元年6月21日知的財産戦略本部）においてそのための対応を進めることが位置づけられたほか、農林水産省に設置された「和牛遺伝資源の流通管理に関する検討会」の中間とりまとめにおいても、契約による保護が有効とした上で、契約の効力はあくまで当事者間という限界があることから、契約当事者ではない第三者にも効力が及ぶような制度的仕組みの創設について、幅広く丁寧な議論と検討を重ねた上で、その実現を図るべきであるという提言がなされた。

この提言を受け、本年10月、同検討会の下に設置された本専門部会においては、和牛を始めとする優良な家畜の遺伝資源の知的財産的価値の保護強化のための制度の在り方について、近年の不正競争防止法の改正の経緯なども踏まえ、家畜遺伝資源に係る不正取得等の成果冒用行為を規制する手法による救済の可能性を検討することとし、改良事業者からのヒアリングや改良事業者及び流通関係者へのアンケート等を通じて現場の実態も踏まえながら、保護客体の範囲、違法行為類型、救済措置の内容などについて議論してきたところであり、今般、中間的なとりまとめを行うに至った。

1 基本認識と検討の方向性

家畜の改良は、優秀な形質を発現する遺伝資源を有する個体の選抜・増殖を繰り返すことにより、有用な遺伝情報を集積させた個体を生産していくプロセスであることから、和牛の例に代表されるように、同じ家畜の種類であっても肉質等の点で品質上の差別化を図ることができるという点で、畜産関係者等による創造的な活動であり、このプロセスを通じて生み出された優良な家畜の遺伝資源は知的財産としての価値を有していると言える。このことから、改良プロセスに要した多大な投資を回収できるよう、このような価値を保護する必要があると認められる。

そのためには、契約等による管理などの措置を講じた上で、第三者効がない点で限界がある契約を超えた更なる対応が求められる。この点、種苗法のように、一定の期間保護される「権利」を設定する構成によって家畜遺伝資源を保護することも考えられるが、品種ごとに個体間の形質に均一性・安定性・区分性が明らかな種苗と異なり、品種に属する個体間の能力及びその産子に現れる結果に差があるとともに、背景となる国際条約も存在しない家畜の遺伝資源については、その性質を踏まえれば、こうした「権利」設定型の構成による保護はそぐわないと考えられる。

一方、外部の特定の者に提供するデータの集合体である「限定提供データ」について、その収集・整理作業の結果として付加された価値に対する成果冒用行為を類型化し、不正競争防止法において不正競争と位置づけ、「限定提供データ」を不正競争から保護するに至った経緯を踏まえれば、同様に、家畜の改良プロセスを通じて有用な遺伝情報が集積されたものであって、外部に提供される優良な家畜の遺伝資源についても、家畜遺伝資源に係る不正競争、すなわち成果冒用行為からの保護を図るべく、不正取得等の成果冒用行為を規制するという行為規制手法を活用し、新たな仕組みを創設することが適切である。このような手法によるものであれば、自由貿易に関する国際条約等とも調和する形で、和牛に体现されるような、国際競争力のある改良成果を保護することが可能となると考えられる。このような理解の下、新たな仕組みの創設に当たっては、我が国畜産業の国際競争力の維持・強化という観点で、これまで同様にオールジャパンで優良な家畜の改良が進むように留意する必要がある。

このような基本認識の下、求められる新たな仕組みの具体的な方向性について、以下に示していくこととする。

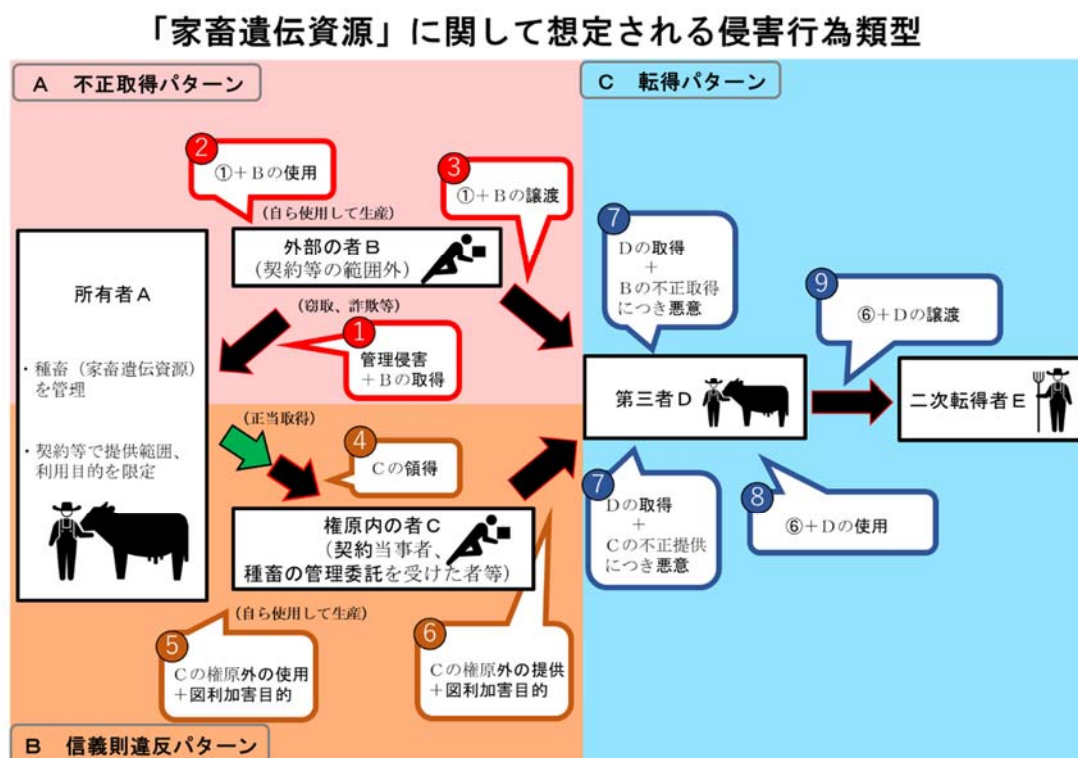
2 保護客体

保護する客体としての家畜遺伝資源については、改良の結果として高まった付加価値が成果冒用行為の標的となっているとの前提理解の上、ゲノム解析な

どによって有用な遺伝情報が蓄積したまさに情報財という見方もできるが、いずれにしても、改良の結果高まった価値と人工授精用精液や受精卵という媒体とが切り離せない、価値の化体した有体物といった性質を有しているものであり、これが不正に利用されれば拡大再生産により被害が甚大なものとなるという認識の下で、実効的な仕組みになるように、取引や管理の実態なども踏まえて、外形的にも把握できるよう、新たな仕組みにおける保護客体の範囲を定めることが適切である。

3 違法行為類型（不正な行為の類型化）

家畜遺伝資源が有体物として管理され、外部に提供されることを踏まえれば、その所持者の管理や提供時に付された契約等による制限を突破する行為を規制することが適切であり、具体的には以下のような違法行為類型が考えられる。



(1) 不正取得類型（窃盗、詐欺等悪質性の高い行為による取得及びその取得した家畜遺伝資源の使用・譲渡等）

窃盗、詐欺等の刑罰法規に該当する不正の行為による家畜遺伝資源の取得行為は、取得行為自体が高い悪質性、違法性を帯びていることから、規制の対象とした上で、不正取得した家畜遺伝資源を自己の飼養する雌畜に家畜人工授精等を行うことにより使用する行為は、本来であれば支払うべき正当な

対価を支払わずに不当な利用をする行為であり、規制の対象とすることが適切である。また、本来の所有者でなければできないような、不正取得した家畜遺伝資源の売買等の行為は、本来の所有者が得られたはずの利益を棄損する行為であり、そうした行為も併せて規制することが適切である。

(2) 信義則違反類型（家畜遺伝資源につき正当な権原のある者による権原の範囲を超えた領得・使用・譲渡等）

家畜遺伝資源について、事務委託など契約等により正当な権原のある者がその権原の範囲を超えて家畜遺伝資源を使用したり、正当な権原が与えられていない第三者に譲渡等する行為については、本来の所有者の利益を棄損する悪質性の強い行為である。このため、現場においても、海外流出を代表例に、改良事業者の意図しない流通・利用を規制すべきとする声が高まっていることも踏まえ、信義則に違反し、正当な権原の範囲を超える行為についても規制の対象とすることが適切である。

一方、不正競争防止法における「営業秘密」については、自己又は第三者のものとする目的で、他人の財物を不法に取得する領得行為は民事上の措置の対象とされていない。しかしながら、家畜遺伝資源については、有体物であるが故に領得行為には必ず物理的移動を伴うなど営業秘密とは異なる取引実態があり、外形的な判断が可能であることから、家畜遺伝資源の保護の実効性を確保する上で、民事上の措置の対象として、実際に国外流出してしまう譲渡の前の領得の段階で不正競争行為として捉える意義は大きい。

また、領得行為を民事上の措置の対象として位置づける場合に、図利加害目的などの要件を入れるか否かについては、制度・運用の両面において現場の取引や管理の実態等に配慮しつつ、新たな仕組みの全体構成にも留意しながら検討すべきである。

(3) 転得類型（転得者による取得・使用・提供行為）

家畜遺伝資源について不正取得等が介在したことを知りながら、又は重過失により知らないで、当該家畜遺伝資源について契約等により正当な権原が与えられていない第三者が家畜遺伝資源を取得し、その取得した家畜遺伝資源を使用、譲渡等をする行為は、悪質性の高い行為であり、規制の対象とすることが適切である。

なお、家畜遺伝資源の譲渡経緯における不正行為の介在について不正の経緯の確認の注意義務を果たしていないとする重過失の有無の判断に当たっては、現状では、一種の公示機能である家畜登録制度や証明書制度等により、ある程度のトレーサビリティの基盤が存在することから、これらも活用して

譲渡経緯等を確認したかどうかが重要になるが、今後のトレーサビリティの基盤の整備状況等によって判断は異なってくるものと考えられる。

(4) 派生品譲渡類型（不正使用により産出された新たな家畜又は家畜遺伝資源の使用、譲渡等）

家畜遺伝資源が一度不正に流出すると家畜の拡大再生産が容易となることに鑑みて、不正行為に起因する家畜の拡大再生産の抑止のため、(1)～

(3)のうち不正使用により産出された新たな家畜又は家畜遺伝資源の使用、譲渡等についても規制の対象とすることが適切である。この点、家畜遺伝資源は限定された関係者の範囲において流通するのが一般的であることを踏まえ、悪意の場合に加えて重過失の場合も規制対象とすることが適切と考えられる。一方、不正使用行為に起因する家畜又は家畜遺伝資源であることについて、取引の時点で善意無重過失の者の使用行為等については、取引の安全の観点から規制の対象から除外することが適当であると考えられるが、契約に基づく権原の範囲内での使用であることなど更に一定の条件を求めるか否かについては、取引の安全に加え、現場の流通・利用実態や産出される家畜の価値なども踏まえつつ、新たな仕組みの全体構成にも留意しながら検討すべきである。

4 不正行為による不正な流通に対する適切な救済措置の在り方

(1) 民事上の措置

家畜遺伝資源が一度不正に流出すると正当な対価を支払わないまま家畜の拡大再生産が容易となることに鑑みれば、改良事業者を始めとする関係者の投資回収を保護するためには、特定の成果冒用行為によって被害を受けた者又はそのおそれがある者に対する差止請求権を認めることにより、改良事業者等が意図しない形での流通・利用（改良成果の国外への不正流出等）など改良成果の冒用行為の未然防止が期待できることから、新たな仕組みにおいて差止請求権を措置することが適切である。

その上で、救済措置の対象範囲については、家畜遺伝資源の性質や現場での取引実態、実効性、訴訟の際の証明の可能性などを総合的に勘案した上で、政策的な観点から判断すべきである。

また、不正取得等により営業上の利益が侵害され、損害が発生するなど、民法第709条の不法行為に該当する場合については、民法上、不法行為に基づく損害賠償請求が可能であるが、家畜遺伝資源に係る成果冒用行為を行った侵害者の故意・過失、侵害行為と損害の発生との因果関係に加え、損害額についても、被侵害者である原告が立証をすることが原則となる。しかしな

がら、実際は「証拠の偏在問題」によって損害賠償の要件となる侵害行為、損害の発生、それらの因果関係等の立証が困難であり、特に家畜遺伝資源の場合は、一度不正に流出すれば各地で家畜の拡大再生産が容易となる点で、被害の程度（損害額）についての証明が事実上困難を極めることが想定されるため、損害額等に係る立証の容易化を図ることが重要である。

この点、不正競争防止法を始めとする知的財産法制においては、制度運用における試行錯誤を重ねて、損害額の推定に関する規定が整備されているほか、不正競争による営業上の利益の侵害に係る訴訟に関連して、その侵害行為の具体的態様に関する原告の主張を否認する被告にも侵害行為の特定に積極的に関与させる等の規定（具体的態様の明示義務等）が併せて整備されているため、これらを参考に、家畜遺伝資源についても、原告の負担軽減の観点等から、損害賠償請求における損害額の推定や具体的態様の明示義務等について同様の措置を採ることが適切である。

（２）刑事上の措置

家畜遺伝資源に係る成果冒用行為に対する刑事上の救済措置については、国外流出未遂事案後は更に社会的要請が高くなっている。また、海外流出防止策という観点からも、民事上の措置では対応に限界があるため、不正流出への実効的な抑止として刑事罰が有効である。

一方で、罪刑法定主義の下、刑法の謙抑性とのバランスに留意する必要があるが、家畜遺伝資源は改良成果が化体した有体物であり、無体物である不正競争防止法上の「限定提供データ」とは異なり、窃取等を始めとする侵害については既に既存の刑法の罰則の対象となりうるものであることから、その特質を踏まえ、特別法で要件を明確化し、処罰範囲を特に違法性の高い行為類型に絞り込むことによって刑事罰を取り入れることが適切である。

むすび

和牛は、我が国で作出された固有の品種であり、その遺伝資源は、我が国畜産業における競争力の源泉の一つであって、その国内活用の保護に万全を期していかななくてはならないものである。そのためには、今般検討を行った行為規制による保護制度の存在だけでなく、その前提となる民間契約等の管理措置の徹底と、それらの実効性の担保に資する、行政が関与するトレーサビリティ基盤の全てが有効に機能することが不可欠である。もちろん、現場の負担が過度のものとなら

ないよう十分に配慮しつつ、国を始めとする行政機関には、適切な契約の締結の更なる普及と、「和牛遺伝資源の流通管理に関する検討会」の中間とりまとめなどを踏まえたトレーサビリティの基盤強化を推進することが求められる。

その上で、和牛を始めとする優良な家畜の遺伝資源の保護については、改良事業者、獣医師や家畜人工授精師、生産者、関係行政機関等の全ての関係者の理解と連携が重要であって、それぞれの立場で、優良な家畜、特に和牛とその遺伝資源を「自らの財産」として守っていくことが必要であり、広く国民一般にも我が国固有の財産と認識し続けてもらえるよう、努力を続けていくことが求められることを申し添える。

(参考1)

検討経過

第1回（令和元年10月25日）：家畜遺伝資源の知的財産的価値の在り方並びに成果冒用行為からの保護客体及び違法行為類型について議論。

第2回（令和元年11月22日）：改良の現場実態について事業者からのヒアリング後、民事上及び刑事上の救済措置について議論。

第3回（令和元年12月17日）：これまでの議論の論点について整理し、家畜の改良事業者、家畜遺伝資源の流通関係者へのアンケート結果を踏まえつつ、「中間とりまとめ」に向けて議論。

第4回（令和2年1月20日）：「中間とりまとめ（案）」について、議論。

「和牛遺伝資源の流通管理に関する検討会」における 「和牛遺伝資源の知的財産的価値の保護強化に関する専門部会」 の設置について

令和元年10月

1 趣旨

「和牛遺伝資源の流通管理に関する検討会」(以下「検討会」という。)の中間とりまとめを受け、和牛遺伝資源の知的財産的価値の保護強化のための方策を検討するため、和牛改良に関わる関係者のほか、法曹実務家、知的財産に関する専門家等による「和牛遺伝資源の知的財産的価値の保護強化に関する専門部会」(以下「専門部会」という。)について、検討会開催要領5(2)に基づき、検討会座長の了承の下、設置するものとする。

2 検討項目

- (1) 和牛遺伝資源の知的財産的価値の保護強化に向けた課題について
- (2) 和牛遺伝資源保護に係る知的財産制度上の位置付けの可能性について

3 専門部会の組織

- (1) 専門部会は、別紙に掲げる検討会の委員等及び専門委員をもって構成する(以下「部会委員」という。)
- (2) 専門部会には、座長及び座長代理を置く。
- (3) 座長は、部会委員の互選により選任する。座長代理は、専門部会の承認を得て、部会委員のうちから座長が指名する。
- (4) 座長は、専門部会の議事を運営する。座長代理は、座長を補佐するとともに、座長に事故があるときは、その職務を代理する。

4 運営

- (1) 専門部会は公開とする。
- (2) 会議の資料は、会議終了後、ホームページにおいて公開する。
- (3) 会議の議事概要については、会議終了後、部会委員の了解を得た上で、ホームページにおいて公開する。
- (4) (1) から (3) までにかかわらず、専門部会の運営に支障があると認められる場合等専門部会が必要と判断したときは、会議を非公開とし、会議資料及び議事概要を非公開とすることができる。

5 その他

- (1) 専門部会の事務局は、生産局畜産部畜産振興課において行う。
- (2) この要領に定めるもののほか、専門部会の運営に必要な事項は、座長が定める。

(別紙)

和牛遺伝資源の知的財産的価値の保護強化に関する

専門部会委員名簿

(委員)

おおやま 大山	けんじ 憲二	神戸大学大学院教授
こたに 小谷	あゆみ あゆみ	農業ジャーナリスト・フリーアナウンサー
たかはし 高橋	つとむ 勉	一般社団法人家畜改良事業団理事
はやし 林	いづみ いづみ	桜坂法律事務所弁護士

(専門委員)

いしき 石木	としはる 俊治	公益社団法人配合飼料供給安定機構理事長
おち 越智	ゆたか 豊	越智国際特許事務所所長
たのうえ 田上	まいこ 麻衣子	専修大学教授
やまね 山根	たかくに 崇邦	同志社大学教授

(五十音順、敬称略)

(オブザーバー)

法務省	民事局
法務省	刑事局
財務省	関税局
内閣府	知的財産戦略推進事務局